

ベトナムビザの必要について

【ビザ】2015年1月1日よりベトナムにおけます外国人の出入国、乗継（トランジット）、居住に関する新しい法律が施行されることが決まっております。

ビザに関します重要な変更事項：

①無査証での入国について

今まで下記国籍の方は、15日以内の滞在の場合何度でもベトナムに制限なく入国を繰り返すことが出来ましたが、前回のベトナム出国日から30日以上の間を経過しないで再入国する場合、ビザの取得が必要になります。

（日本・韓国・スウェーデン・ノルウェイ・デンマーク・フィンランドおよびロシア国籍）

必要な書類；パスポート原本・証明写真1枚・ビザ申請書・在留カードの両面コピー（日本パスポート以外の方）

1回の15日以内の無査証で入国する場合の条件；

- ①出国日におけるパスポート有効期限が6ヶ月以上ある。
- ②前回のベトナム出国日から30日以上の間が経過している。（旅券でのベトナム出国税関審査官の最新出国印に基づく）

③往復航空券または第三国への航空券が必要です。

④観光ツアーなどで日本⇒ベトナム（1回目）⇒カンボジアやタイなどの第三国⇒ベトナム（2回目）⇒日本など1回目の出国から30日以内で、またベトナムに戻るケースなどは1ヶ月シングルや1ヶ月マルチなどのビザを取得する必要があります

※ビザ・パスポート等の情報は予告なく変更されることがございます。

必ず大使館、領事館または旅行会社でご確認ください。

必要書類：

1. パスポート原本（余白ページ2ページ以上）
2. 写真：カラー1枚（3cm×4cmまたは3.5cm×4.5cm）
3. 申請用紙

注意事項

たとえば8日間のツアーで最初にハノイに入国、一旦他国（カンボジア、タイなど）に向け出国し、その後、ホーチミンに入国する際は査証が必要となります。

15日以内であれば査証はいらないので、最初のハノイでの入国の際は査証がいらないはずですが、入国管理官によっては査証がある場合、15日以上滞在と思いその査証を使用する事も考えられます。

そうしますと、2回目のホーチミンの入国の際査証が無いので入国できない場合も考えられます。

よって安全を期するために1ヶ月マルチをお取りいただくほうがベストです。